

定 款

N P O 法人 草津の未来を建設する市内業者会

令和 1 年 5 月 23 日 変更

NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会

略称 NPO 草津市内業者会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 ①この法人は、NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会という。

(事務所)

第2条 ①この法人は主たる事務所を滋賀県草津市東草津四丁目701番地草津建設会館
201号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 ①この法人は、滋賀県内における地域安全、地域振興、環境保全および万が一の災害時のための諸事業を実施することにより、真に豊かな環境と誰もが住み易い安全なまちづくり並びに地域経済の活性化の実現を図り、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 ①この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. まちづくりの推進を図る活動
2. 環境の保全を図る活動
3. 災害救援活動
4. 地域安全活動

(事業)

第5条 ①この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 草津市内における防災活動等の災害予防活動事業
2. 草津市民のための防災事業及びクリーン事業に関する講演会、研修会の企画及び実施
3. 高齢者、障害者福祉に関する事業
4. 草津市における環境整備、環境保全およびクリーン活動に関する事業
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

1. 土木、建築等建設工事に関する調査、測量、設計、施工、監理並びに請負に関する事業
2. 会員研修の実施

第3章 会員

(種別)

第6条 ①この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
2. 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
3. 特別会員・名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で、特別会員又は名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 ①正会員の入会については、特に条件を定めない。

②正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

③特別会員又は名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(会費)

第8条 ①次の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員 会費年額 20,000円
2. 賛助会員 会費年額 20,000円
3. 特別会員 会費年額 20,000円

②会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会及び会員の資格の喪失)

第9条 ①会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

②会員が次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

1. 本人が死亡したとき。会員である団体にあっては消滅したとき。
2. 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において除名と決議したとき。

(除名)

第10条 ①会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

1. この定款又は別に定める規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第4章 役 員

(役員の種別及び定数)

第 11 条 ①この法人に次の役員を置く。

1. 理事 3人以上30人以内
2. 監事 2人

(役員の選任)

第 12 条 ①理事及び監事は、総会において会員（団体会員にあっては当該団体の役員）の中から選任する。

②監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

③理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 3名

④理事の中から、その互選によって、顧問を若干名（2名以内）置くことができる。顧問は、理事長の諮詢に応じ、その経験に基づく助言を行う。

⑤役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第 13 条 ①理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

②副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

③理事は、理事会の構成員として、法令、この定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第 14 条 ①監事は次の業務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
5. 第1号、又は第2号について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めるこ。

(相談役)

第 15 条 ①この法人は、相談役を置くことができる。

②相談役は、総会の決議により正会員の中から選任する。

③相談役は、理事会において補佐及び助言をする。

④相談役は、理事会における議決権を有しない。

(役員の任期)

- 第 16 条 ①役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
②前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
③補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
④役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(解任)

- 第 17 条 ①役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において 3 分の 2 以上の決議にもとづいて解任することができる。
1. 心身の支障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反があったとき。
3. その他役員として相応しくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

- 第 18 条 ①役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
②役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
③前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(総会の構成及び種別)

- 第 19 条 ①総会は、この法人の最高の意思決定機関であつて、正会員をもつて構成する。
②正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
③この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の権能)

- 第 20 条 ①総会は、以下の事項について議決する。
1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び收支予算並びにその変更
5. 事業報告及び收支決算
6. その他この法人の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第 21 条 ①通常総会は、毎年 1 回開催する。
②臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
2. 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
3. 第 14 条第 1 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

- 第 22 条 ①総会は、前条第 2 項第 3 号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。
②理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
③総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第 23 条 ①総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第 24 条 ①総会においては、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第 25 条 ①総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
②総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における書面表決等)

- 第 26 条 ①各正会員の表決権は、平等なるものとする。
②やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
③前項の規定により表決した正会員は、第 24 条及び第 25 条第 2 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

- 第 27 条 ①総会の議事については、議長において次の事項を記載した議事録を作成する。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

②議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の構成及び権能)

- 第 28 条 ①理事をもって理事会を構成する。
②理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会の議決した事項の執行に関する事項
2. 総会に付議すべき事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
4. 役員の選任又は解任、職務及び報酬
5. 会費の額
6. 借入金その他新たな負担及び権利の放棄
7. 事務局の組織及び運営

(理事会の開催)

第 29 条 ①理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
 2. 理事現在総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 3. 第 14 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- ②理事長は前項第 2 号及び第 3 号の請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- ③理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

第 30 条 ①理事会の議長は理事長がこれにあたる。

- ②理事会においては理事現在総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- ③理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- ④理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事 1 人以上が、署名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 ①この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収入
5. 財産から生じる収入
6. その他の収入

(資産の区分)

第 32 条 ①この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 33 条 ①この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- ②この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 34 条 ①この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(収支予算及び決算)

第 35 条 ①この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が、理事会の議決を経て、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

②収支決算は事業年度終了後 3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
③この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第 36 条 ①この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 ①この定款の変更は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、軽微な事項として特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

1. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
2. 資産に関する事項
3. 公告の方法

(解散)

第 38 条 ①この法人は、特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 ①この法人の解散（合併又は破産による解散を除く。）のときに有する残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

名 称 草津市

第 9 章 事務局

(事務局の設置等)

第 40 条 ①この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- ②事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- ③事務局長及び職員は理事長が任免する。
- ④理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- ⑤事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第41条 ①事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

②事務局は毎年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、
その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

1. 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
2. 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
3. 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
4. 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第42条 ①会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雜・則

(公告)

第43条 ①この法人の公告はこの法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

(委任)

第44条 ①この定款に定めるものほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年 5月31日までとする。

理事長	森川 守
理事	木村 勝治
理事	大西 高司
理事	辻 由夫
理事	藤田 健二
理事	奥村 司郎
理事	熊川 光治
理事	新庄 等
理事	伊藤 視郎
理事	元藤 和吉
理事	深井 豊嗣

理 事	駒 井 恒 男
理 事	高 橋 三 郎
理 事	山 本 耕 三
理 事	竹 川 吉 造
理 事	竹 村 澄 男
理 事	吉 川 巧 二
理 事	北 村 達 二
理 事	小 郷 保 雄
監 事	辻 善 夫
監 事	森 野 武 雄
監 事	守 野 清 六

- この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第4号並びに第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- この法人の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年5月31日までとする。

上記は当法人の現行定款の写しに相違ありません。

令和1年5月23日

滋賀県草津市東草津四丁目701番地
草津建設会館201号室
NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会
理事（長） 森川 守